

(別紙2) 八戸市個人番号の利用に関する条例に定める事務

| 移転先<br>NO. | 法別表<br>項番 | 移転先              | 移転先における用途                                                                                                                                        | 情報の対象<br>となる人数    |
|------------|-----------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | 9         | こども未来課<br>障がい福祉課 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの       | 1万人以上<br>10万人未満   |
| 2          | 14        | 保健予防課            | 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                 | 10万人以上<br>100万人未満 |
| 3          | 22        | 障がい福祉課           | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                   | 1万人未満             |
| 4          | 23        | 生活福祉課            | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                               | 10万人以上<br>100万人未満 |
| 5          | 27        | 建築住宅課            | 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                       | 1万人未満             |
| 6          | 40        | 学校教育課            | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                    | 1万人未満             |
| 7          | 44        | 国保年金課            | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                    | 1万人以上<br>10万人未満   |
| 8          | 46        | 国保年金課            | 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの                                      | 1万人以上<br>10万人未満   |
| 9          | 52        | 建築住宅課            | 住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                   | 1万人未満             |
| 10         | 56        | 子育て支援課           | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                          | 10万人以上<br>100万人未満 |
| 11         | 61        | 高齢福祉課            | 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                         | 10万人以上<br>100万人未満 |
| 12         | 65        | こども家庭相談室         | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                      | 1万人未満             |
| 13         | 66        | 障がい福祉課           | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                             | 1万人未満             |
| 14         | 67        | 障がい福祉課           | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                  | 1万人未満             |
| 15         | 70        | すくすく親子健康課        | 母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務 | 10万人以上<br>100万人未満 |
| 16         | 81        | 子育て支援課           | 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                              | 1万人以上<br>10万人未満   |
| 17         | 85        | 国保年金課            | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                       | 1万人以上<br>10万人未満   |

| 移転先<br>NO. | 法別表<br>項番 | 移転先      | 移転先における用途                                                                                         | 情報の対象<br>となる人数    |
|------------|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 18         | 95        | 生活福祉課    | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの         | 1万人未満             |
| 19         | 100       | 介護保険課    | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                             | 1万人以上<br>10万人未満   |
| 20         | 110       | 健康づくり推進課 | 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                             | 10万人以上<br>100万人未満 |
| 21         | 116       | 国保年金課    | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                        | 1万人未満             |
| 22         | 117       | 障がい福祉課   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                         | 1万人未満             |
| 23         | 127       | こども未来課   | 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 1万人以上<br>10万人未満   |
| 24         | 128       | 国保年金課    | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                           | 1万人以上<br>10万人未満   |